

平成27年労第140号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに雇用され、B県C市所在の同社D技術研究所において検査用医療機器の開発業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、検査用医療機器に使用した薬品の排液処理をしたところ、その作業中に発生したガスを吸い込んだこと（以下「本件災害」という。）により、当日18時頃強い疲労、頭痛を感じ、歩行も困難となり、ひどい下痢症状が出たという。請求人は、これらの症状が継続したことから、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「急性咽頭喉頭炎、急性胃腸炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、化学物質にばく露したことから本件疾病を発症した旨主張している。そこで、本件災害発生状況についてみると、請求人は本件公開審理において、排液タンクの設置場所には開放部分があり外気が流れていた、作業中は目への刺激や臭いの異常を感じなかったと述べており、排液タンクの設置場所に刺激性のあるガスが高濃度に存在していたと認めることはできない。

また、作業中に何らかのガスによる身体的な影響を感じたとすれば、作業の中断又は人を呼ぶことも考えられるところ、請求人は、途中で手助けを呼ぶことなく一人で作業を続けたとしている点からも請求人自身が作業中は全く化学物質のばく露を自覚していなかったものと認められる。

(2) 請求人は、本件災害当日の帰宅時に、疲労感と頭痛で体調不良に気が付いたとしながら、平成〇年〇月〇日まで医療機関へ受診していない。同日、受診したF医師の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、「平成〇年〇月〇日 いつもと異なる臭いの廃液ガスを処理後より、頭痛・咽頭痛・吐気・下痢を認め」たとして、本件疾病と診断されたことが認められる。平成〇年〇月〇日、同医師は、扁桃腺炎向けの薬3種と頭痛緩和薬としてロキソニンを処方しているが、下痢の症状に対して薬の処方はなく、同月〇日に至って初めて下痢に対する薬を処方している。また、請求人は本件災害発生日以前から「急性咽頭喉頭炎」の治療をしていることが認められる。

(3) 業務と本件疾病発症との関連性について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「経過から発症の誘因あるいは増悪要因と考えることはでき

るが、主たる原因とは考えられない。」と述べている。

- (4) 請求人の主張を踏まえ、本件一件記録を精査したが、当審査会としても、本件疾病及び請求人の訴える症状は化学物質ばく露に特有の症状とは言えず、また、本件災害発生状況及び請求人がばく露直後には格別異常な症状を自覚せず、本件災害発生から5日目に受診した医師から「今回の症状はなんらかのガスのせいではないか」との意見を聞き、ガスのせいで症状が出たと考えるようになった旨述べていることから、決定書理由第2の2の(2)のイ及びエに説示のとおり、本件疾病及び請求人が訴えている症状は、排液処理作業が主要因とは認められないものと判断する。したがって、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は塩素ガス及びそれ以外のガスが発生していた可能性があり、それらを加味して、本件疾病の発症原因を検討すべき旨主張するが、本件災害発生時の排液タンク内の物質とその内容量が特定できないことから、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、本件においては、本件災害発生状況及び請求人の症状から判断せざるを得ない。仮に、身体に影響の残るような塩素ガスにばく露したとすると、塩素ガス特有の匂いについて自覚がなかったとの請求人の主張と矛盾することからも、塩素ガスにばく露したとする請求人の主張は採用できない。

また、請求人は、G医師の意見書は有機溶剤ではない排液を「有機溶剤排液」と述べていることから、本件審理の判断資料とすべきでない旨主張するが、上記結論は、当審査会において改めて排液タンク内成分表(全成分表示)を含む一件記録を精査した上で総合的に判断したものであって、請求人の当該主張に左右されるものではない。

請求人のその余の主張も本件結論を左右しないものと判断する。

- 4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。